

# Weekly Report

第562号  
令和2年7月20日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 被災者に対する相続放棄等の「熟考期間」

令和2年7月豪雨による災害が特定非常災害に指定されたことに伴い、災害救助法の適用区域に住所を有する相続人に対し、相続放棄等の「熟考期間」を令和3年3月末まで延長する特例が適用されます。

### ◆「相続放棄」や「限定承認」

被相続人（亡くなった人）の財産を相続する場合には、現預金や土地等の財産だけでなく、借金等の債務も含めた財産を相続することになり、これを「単純承認」といいます。

ただし、現預金等の財産より借金等の債務が明らかに多い場合などに、相続人が「相続放棄」することで一切の財産を引き継がないことができます。相続放棄を行った場合は、初めから相続人とならなかったものとみなされ、同順位の相続人全員の相続放棄により後順位の相続人に相続権が移ります。

なお、被相続人の借金などが不明で、財産が残る可能性もある場合などは、取得する財産を限度に債務を引き継ぐ「限定承認」という方法もあります。

## ◆相続放棄等を行う場合の「熟考期間」

相続人が上記の相続放棄や限定承認を行う場合には原則、「相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内」に家庭裁判所でその旨を申述する必要があります。この期間を「熟考期間」といいます。

熟考期間に相続放棄等をしなかった場合は原則、単純承認をしたものとみなされます。

なお、今回の特例は、令和2年7月豪雨で被災した対象区域に住所を有する方が相続人になった場合に熟考期間の終期を来年3月末までに延長するもので、被相続人が被災者であるか否か、相続財産が対象区域にあるか否かは関係ありません。

## 新型コロナに係る納税の特例猶予の適用状況

新型コロナの影響により売上が減少し、納税が困難である事業者に対して、無担保・延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例は、本年2月から令和3年1月までに納期限が到来するものについて、納期限（本年6月30日までのものは同日）までに申請を行うことで適用を受けられます。

特例猶予が施行された本年4月30日から5月29日までの1ヵ月間における適用状況が公表され、国税について猶予申請が許可された件数は2万6385件で、その猶予税額は450億5800万円となっています。

また、地方税については1万7632件、216億3200万円に特例が適用されています。

## 「GO TO トラベル」が今月22日開始

観光支援策として「GO TO トラベル」が今月22日から開始されます（東京都に居住する方の旅行や、東京都が目的地の旅行は当面、対象外）。

本事業は、国内旅行代金の1/2相当額（上限は1人1泊あたり2万円、日帰りは1万円）を補助するもので、補助額のうち、①7割が旅行代金割引、②3割は地域共通クーポンの付与となります。

ただし、②は9月以降の旅行から導入予定のため、それまでの間は、①の旅行代金の35%割引（代金の1/2×7割）のみが実施されます。